

千代田区の工事・業務委託契約や 指定管理施設で働く皆さんには

千代田区公契約条例の

賃金下限額

が適用 されています

区発注の工事や業務委託契約・指定管理施設に従事する方の適正な労働環境を確保し、公共サービスの質の確保・向上に資することを目的とした条例です。

工事や業務委託契約の受注者、指定管理者、千代田区のいずれかに申し出ることができます。申し出等をしたことを理由に、解雇・契約解除などの不利益な取り扱いを受けることはありません。

千代田区
公契約条例
とは

皆さんの
賃金を
確認して
ください

賃金下限額
を下回って
いたら

ご自身の1時間当たりの賃金と、職種や業務に応じた条例で定めた賃金下限額を比べてください。
賃金下限額は、千代田区ホームページに記載しています。

お問い合わせ

千代田区政策経営部契約課

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1

電話

03-5211-4156

FAX

03-3221-7080

メール

keiyaku@city.chiyoda.lg.jp

賃金下限額など詳しくは

千代田区公契約条例

で

検索



千代田区

1. 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧(令和6年度)

(単位:円/1時間あたり)

職種	賃金下限額	職種	賃金下限額	職種	賃金下限額
特殊作業員	3,183	さく岩工	4,005	左官	3,465
普通作業員	2,857	トンネル特殊工	3,813	配管工	3,037
軽作業員	1,980	トンネル作業員	3,307	はつり工	3,217
造園工	2,913	トンネル世話役	4,320	防水工	3,847
法面工	3,555	橋りょう特殊工	3,701	板金工	3,645
とび工	3,510	橋りょう塗装工	3,780	タイル工	3,026
石工	3,532	橋りょう世話役	4,331	サッシ工	3,420
ブロック工	3,285	土木一般世話役	3,487	屋根ふき工	2,208
電工	3,386	高級船員	4,117	内装工	3,521
鉄筋工	3,476	普通船員	3,318	ガラス工	3,363
鉄骨工	3,150	潜水士	5,310	建具工	3,026
塗装工	3,678	潜水連絡員	3,881	ダクト工	3,037
溶接工	3,802	潜水送気員	3,768	保温工	2,947
運転手(特殊)	3,251	山林砂防工	3,453	設備機械工	2,970
運転手(一般)	2,655	軌道工	6,120	交通誘導警備員A	2,137
潜かん工	3,948	型わく工	3,375	交通誘導警備員B	1,867
潜かん世話役	4,680	大工	3,240		

2. 業務委託、指定管理に係る賃金下限額一覧(令和6年度)

(単位:円/1時間あたり)

職種	賃金下限額	職種	賃金下限額	職種	賃金下限額
警備員	1,463	清掃員	1,205	栄養士	1,528
保全管理員	1,969	介護職	1,205	保健師・看護師	1,568

上記以外の職種	1,200
---------	-------

3. その他

皆様が安心して仕事ができるように、健康保険や労災保険など社会保険に加入しましょう。

●問い合わせ

千代田区 政策経営部 契約課 (〒102-8688 千代田区九段南1丁目2番1号)
 電話 03-5211-4156
 FAX 03-3221-7080
 メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp